

1 社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更

- 2 平成30年11月審査分の審査状況
- 3 平成31年1月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 4 平成30年度第9期（12月）分の後期高齢者支援金等収納状況
- 5 その他

定款の一部変更

- 支払基金が支払基金業務効率化・高度化計画を着実に進めるため、理事長特任補佐の設置期間を当該計画の期間内である平成36年度までとする。
- これに伴い、任期（2年）を明記する。

定款附則第8条の変更案

〔改定〕

第1項 この基金に、平成30年度までの間、理事長特任補佐2人以内を置くことができる。



第1項 この基金に、平成36年度までの間、理事長特任補佐2人以内を置くことができる。

〔追加〕

第6項 理事長特任補佐の任期は、2年とする。

第7項 理事長特任補佐は、再任されることができる。

〔施行日〕平成31年4月1日

【参考】社会保険診療報酬支払基金法

第4条第2項 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。